

第1期水道拡張事業

近く取水場建設に着手

＝49年夏には取水を切替え＝

水道課は、10月から第1期水道拡張事業計画による導水管敷設工事を行っており、11月中旬には取水場建設工事の入れを行うことにしています。

第1期拡張計画は、今後の水需要の増大に備えるもので、まず47年12月から取水場および浄水場用地の買収に着手し、取水場は安楽寺町、新浜橋の横におよそ

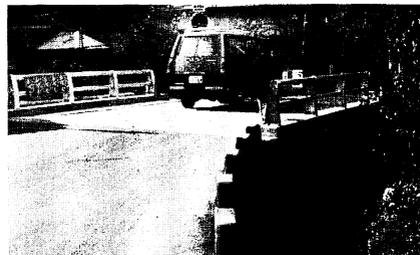
3000平方メートル、浄水場は原古賀町、朝日山北麓におよそ1万2000平方メートルを地主のご協力により確保することができました。

現在敷設中の導水管は、安楽寺町の取水場から宝満川の水を新浄水場まで引くためのもので、49年6月までに延長およそ5キロが敷設されます。同時に48年11月入札する取水場建設も、49年7月ごろまでに完成する予定で、これにより現在、東部工業用水を購入している原水は、新取水場からの取水に切替えることが

できます。

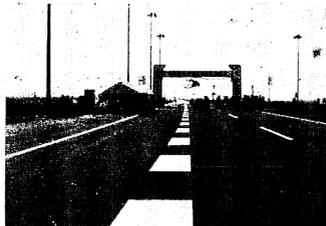
さらに新浄水場は、49年3月までに着工し50年に完成するとともに、50年～51年度には、朝日山中腹の配水池の横に、さらに8000立方メートルの配水池を建設するほか、主配水管を敷設する計画。配水管は、原古賀町～布津原町～バイパス～古賀団地～田代方面へと伸びることになります。

52年度から56年度までは、さらに配水管が未給水地域にくまなく張りめぐらされ、ほとんど全市民が衛生的な水を豊富に使えるようになります。以上47年度から56年度までの第1期拡張事業計画に要する経費はおよそ21億円となっていますが、これは計画策定時(46年度)の単価で算出していますので、実際には相当上回ることになりそうです。



境橋が開通

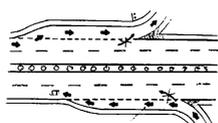
森木町、鳥栖小学校前の境橋の架け替え工事は190万円で11月12日完成しました。



高速ドライブの前にぜひこれだけは

- 高速道路を走れる車は、自動二輪車以上の車両だけです。
- 高速道路では駐車、停車、Uターンは禁止されています。
- 疲労の激しいときや眠いときの運転はやめましょう。
- 車の点検は十分にしましょう。タイヤすり減ったものや傷ものはとり替えて、空気圧は2～3割アップしましょう。ファンベルト張り具合、傷の有無を調べましょう。
- ブレーキきき具合を確かめましょう特に片ぎきに注意。
- オイルとガソリンと水一たっぶり入れましょう。
- ドアロックを忘れないようにしましょう。
- 安全ベルトや故障のときの備品を必ず携帯しましょう。

高速道での進入、離脱



開通式の日の九州縦貫自動車道

老人クラブのみなさん

老人クラブが花苗を定植

市老人クラブのみなさんが、花つくりを始めた宿町の畑で、11月10日花苗の定植がありました。この花つくりは、おもに

市街地域の11クラブのかたがたが楽しみに思い立ったもので、去る10月上旬、苗床をつくり、キンセンカやヒナギクなどのタネをまいていたものです。クラブごとに分けられた畑を整理して定植するのは、さすが手なれたもの。みるみる一面の花畑ができてきました。

預託ありがとうございます

花とみどりの銀行
9月11日～11月10日

(敬称略)

- 中野辰己(今泉町) ●久保助(永吉町)
- 広岡慎治(京町) ●中村守夫(立石町)
- 塚地喜久次(大正町) ●塚崎豊樹(桜町)
- 藤田武正(袖比町) ●大島吉之助(田代大宮町)
- 斎藤多平(真木町) ●古賀良人(徳徳町)
- 中村伊七(宿町) ●赤司茂(鎗田町)
- 篠原真(藤木町) ●成富光雄(田代新町)
- 宮原久(神辺町)

市長選挙は1月20日

鳥栖市選挙管理委員会(山内政次委員長)は、任期満了に伴う鳥栖市長選挙を49年1月20日に行うことに決めました。告示の日は1月10日になります。

市長選挙に伴い選挙人名簿の選挙時登録を行います。登録の基準日は、49年1月9日になります。これにより、新成人や転入者などで今回の選挙が行える人は次のようになります。

今から選挙できる人

- (1)転入者 昭和48年10月9日までに転入届をした人。

(2)新成人 昭和29年1月21日までに生まれた人。

選挙できない人 49年1月19日までに転入届を出した人。

投票所の変更 48年12月1日までに、異動届を出した人は、新住所の投票所で投票できます。

12月2日以降に届けた人は、旧住所で投票することになります。

名簿の閲覧 49年1月10日と11日、選挙管理委員会(市役所内)で、選挙人名簿を見ただけです。転入者、新成人などはお確かめください。

～とす市報12月15日号は休刊します～



12月1日線引き決定予定

大規模な造成は許可制

＝市は開発同意の基準作成＝

12月1日、都市計画法に伴う鳥栖市の線引きが告示される予定です。これにより積極的に市街化を進める市街化区域、15.361平方キロと市街化を極力抑える市街

化調整区域56.469平方キロが正式に決定し、秩序ある街づくりを進めるために、土地の利用を制限する開発許可の制度が適用されます。

【開発許可の基準】

市街化区域の開発は、開発許可の基準に適合していれば許可されますが、この場合の許可基準は、良好な市街地としての環境が形成されるよう、おもに次のような条件が定められています。

- (1)用途地域の用途に予定建築物が適合していること
- (2)排水工事がしっかりできていること
- (3)給水施設が需要に対応できるように整っていること
- (4)軟弱な地盤、がけくずれのおそれのあるところでは、しっかりした地盤工事を業者が十分な能力を持って行うこと

【調整区域での開発許可の扱い】

調整区域は、市街化を抑える区域です。前記の開発許可基準に適合しても次の場合しか許可されません。

- ①居住者の日常生活に必要な物品を販売、加工、修理する等の業務用の建物をつくるための開発行為
- ②温度、湿度、空気等について、特別の条件を必要とする建築物で、市街化区域内にくることがむずかしいものをつく

るための開発行為

③許可除外になっているもの以外の農林漁業用の建築物、または調整区域内で生産される農林水産物の処理、貯蔵、加工の施設をつくるための開発行為

④都道府県が、国または中小企業振興事業団などと一体となって造成する中小企業の共同化、工場店舗の集団化に役立てる建築物をつくるための開発行為

⑤調整区域にすでに工場が、関連の工場なり施設をつくるための開発行為

⑥市街化区域内にすることが不適当な危険物の貯蔵、処理施設をつくるための開発行為

⑦調整区域が決定したとき、または区域が変更になったときに、自分が住む目的、あるいは業務を行うために、建築物をつくらうとして、土地を買ったり、借りたりしていた者が、区域の決定、変更のときから6か月以内に知事に届出て、一定期間内に行う開発行為。ただし、農地転用の許可を受けず、売買予約の契約、いわゆる仮登記している者はこれにはあてはまりません。

以上のほか、都道府県に設けられる開発審査会（これは、以上の開発許可をめぐっての不服の審査などを主として行なう機関です）をパスしたつぎの場合も、許可できます。

- (1)都市計画で決められた道路、公園、学校など施設の予定区域内の土地。
- (2)道路、河川、飛行場、新幹線などの予定区域としてそれぞれの法律の手續きにより定められた区域内の土地である

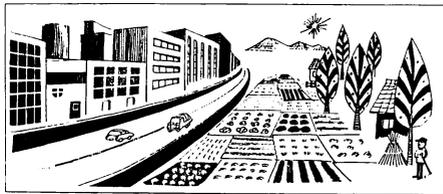
公共用地確保に先買い制度 土地(300平方メートル以上)を売る前に届出

とき、または史跡、名勝、天然記念物の区域内の土地で知事が指定した公報で公告したものであるとき

(3)新たな市街地の造成を目的とした土地で、知事が指定し、公報で公告した土地地区面整理事業の施行区域または新都市基盤整備事業の施行区域内の土地であるとき。

(4)面積5000平方メートル以上(約1513坪以上)の土地であるとき。ただし市街化区域内にあるときは面積が2000平方メートル以上(約605坪以上)の土地であるとき。

届出を必要としない場合
しかし、(1)から(4)までの土地の譲渡で



⑧計画的な市街化を図るうえで支障がないと認められる20ヘクタール以上の開発行為(従って、調整区域でも、住宅公園、電鉄会社、大手不動産会社などの面の開発は、あり得るわけです。)は、市街化促進を促進するおそれなく市街化区域内で行うことが困難または著しく不適当と認められるもの。

※「用途地域」の決定は、近く告示され正式に決定されます。

【まず市長の同意が必要】

知事の許可を必要とする1000平方メートル以上の開発を申請するにあたっては、市長の同意が不可欠です。市ではこの同意を与える基準を、都市計画法の趣旨に基づいて作成していますから、開発を思い立ったら、まず市企画課にご相談ください。その計画が基準に合致しない場合は、同意できないこととなります。

農地転用の手續き

市街化区域内の転用は50日前に届出を

市街化区域内の農地転用は、許可制から届出制に変わります。

届出制になりますと、農地転用の届出は、転用行為に着手する50日前までに農業委員会へ届出書を提出しなければなりません。農業委員会は届出書を受理したときは、40日以内に審議を行い知事に提出します。知事は転用届出者が転用行為に着手する前(転用届出後50日以内)までに農業委員会を経由して本人へ受理または不受理の通知をすることになります。

届出制になったといっても、農地転用により周囲の農地等に被害を及ぼすことがないよう、転用予定者と周囲の関係農業者は十分な話し合いを行う配慮が必要な

ことはいまでもありません。また市街化区域で1000平方メートル以上の開発行為には事前に開発許可を必要とします。

調整区域の転用はきびしい条件

市街化調整区域内の農地転用は従前どおり許可制です。事前に農地転用許可と同時に都市計画法に基づき開発許可を必要とします。農地法で許可が認められなくても、開発許可制度で認められない場合は農地転用はできません。

農地転用許可と開発許可との関連は、どちらか一方が優先するというのではなく、それぞれの許可基準に適合したとき許可されます。農地転用許可申請並びに農地転用届出についてご不明の点は農業委員会へお問合せください。

「公有地の拡大の推進に関する法律」の改正で、土地の先買い制度が設けられ12月1日から施行されます。

わたしたちが住んでいる街を住みよく、働きよくするためには、道路、下水道、公園、学校などの施設を計画的に整備する必要があります。しかし、これらの整備にあたって必要な土地の地価が今のように上昇しては、計画もなかなかかどりません。

そこで、市町村や都道府県が、道路や公園などの公共目的のために、土地を計画的にしかも先行的に購入できる制度が作られました。これを土地の先買い制度といいます。これは、都市計画区域内全域に適用されますので、鳥栖市では市内全域が該当することになります。

届出が必要な場合

市内の土地 300 平方メートル以上(約91坪以上)を有償で譲渡しようとするとき(土地の売買や交換などは、契約を結ぶ前に、知事に届けなくてはなりません。窓口は市の都市計画課になっています。

あっても、次のような場合は届け出る必要がありません。

イ (1)、(2)、(3)の場合でも、300平方メートル(約91坪未満)の土地を譲渡するとき。

公共用地確保に先買い制度

土地(300平方メートル以上)を売る前に届出

ロ (1)、(2)の場合でも、(3)の都道府県知事が指定した土地地区面整理事業の施行区域内の土地を譲渡するとき。

ハ 国、地方公共団体、土地開発公社、日本住宅公団などの一定の公共的な法人に土地を譲渡するとき。

ニ 都市計画事業などの公共的な事業のために土地を譲渡するとき。

ホ 都市計画法による開発許可を受けた区域内の土地を譲渡するとき。

ヘ 過去1年間の間に届出または届出をして地方公共団体等が買い取らなかった土地をその届出や届出をした人が譲

渡するとき。

ト 農地を農地に転じて譲渡するとき。

届出で3週間以内に通知

届出があった土地を、市、県、土地開発公社などが道路、公園、学校、住宅用地などの公共的な目的のために必要だと考えれば、買知事はだれが何のためにその土地を買い取りたいかを、届出人に通知し、土地の買取りの協議をします。反対に、届出た土地が市などに必要のない土地であるときは、知事が届出人に通知をしますから、この通知のおと、自由に売ってかまいません。

このいずれかの通知は、市役所に届出をした日から3週間以内に届くことになっています。

土地の先買い制度は強制的なものではありませんが、届出した土地について買取りの協議をすることは、正当な理由がなければこぼるてはいけないことになっています。このようにして市などに土地を売買した場合、民間人との間の売買にくらべて、譲渡所得税などの税の軽減措置がはかられています。

戸締り不完全につけこむ賊

昨年12月の盗難被害から

■昨年12月14日午後1時ごろ、鳥栖市大正町Yさん方に、家人が留守、しかも戸締り不完全であるのを幸い、賊が風呂場横の高窓から侵入し、洋服ダンス、整理ダンスなどを物色し、現金14万6200円を盗みました。

■さらに、同日午後12時ごろ迎くの大正町Oさん方にも、炊事場高窓から賊が侵入し、部屋内を荒し現金3万8000円を盗みました。

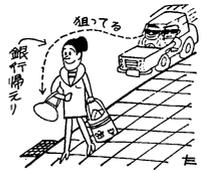
■昨年12月21日午後1時半ごろ、鳥栖市轟木町Eさん方に、家人が留守中、縁側

高窓のガラス戸の破損箇所から賊が侵入、机の中や台所の水屋に保管していた現金1万円を盗みました。

■さらに賊は、同日午後3時ごろ鳥栖市土井町Mさん方にも、台所の高窓から侵入、押入れ、書庫等に保管してあった現金9万5000円を盗みました。

このように、昨年12月中には空き巣、忍び込みなど連続的に15件の被害がありましたが、いずれも戸締り不完全が大きな原因になっています。

なお、この犯人は本年6月、鳥栖警察署員によって逮捕されました。



年末は心を引締めて

あわただしい年末がやって来ました。この時期は、銀行からの大金の引き出し、または買物等の機会が多く、あき巣、現金をねらったスリ、引ったくりが多くなります。そこで、年末は一層心を引締め、防犯を心がけましょう。

《しっかり防犯七か条》

◇ スリ、引ったくりはこうして防ごう！

- (一) 大金の持ち運びは複数でしましょう。
- (二) 大金を持ったら寄り道せず、まっすぐ帰りましょう。
- (三) 現金は分けて持ち、もしとられても被害を最小限にするよう心がけましょう。
- (四) スリは多人数で組んで仕事をする場合もあります。特に人ゴミの中を絶好のかせぎ場にはしていますので、こんな所では特に注意しましょう。

◇ あき巣はこうして防ごう！

- (五) 出かける時は必ず近所に留守を頼みましょう。
- (六) カギは厳重にし、補助カギも一、二個つけましょう。
- (七) ちょっとの留守でも必ず戸締まりをしましょう。

不良化防止は家族ぐるみで

冬休み、クリスマスなどで外出が多くなり、解放感のため少年が不良行為に走りやすい時期です。そこで、少年を不良化から守るため外出の時は何の目的で、どこへ行き、帰宅は何時ごろになるか、はっきりさせましょう。また、持ち物にも関心を持って家族ぐるみで少年の不良化防止に努めましょう。

このページは、鳥栖市防犯協会の提供によるものです。

老後の生活設計 (下)

青木 茂 (生活経済研究所長)

老年期の就労

二つの自己防衛策

老後の自己防衛策としては、大きく二つに分れると思います。一つは、老後は老後なりに働くということ、もう一つは老後資金の準備を早くからしておくことです。

これは二つのうちどちらかをとるのではなく、誰もがこの二つを自分なりに用意して、相互のかみあいの中で、老後生活がはじめて安定するという意味です。まず、老後も働くということから考えてみましょう。

表3をみると、非常に対照的な結果が出ています。老後も働いている人は男では81%もあります。女ではわずかに27%です。だから男の場合は、老後も働くことは一般的な事実になっていますが、女の場合は極めて困難なということがわかります。しかも、女性の方が平均寿命からみて5年も長生きしますから、老後最も困るのは夫に先立たれた老未亡人の場合だといつてよいでしょう。

この意味では、女性は早くから、一人になった場合になんとか生計を維持できる最低限の収入をみつけておくべきでしょう。また、男性の立場からいえば、妻が生き残った場合にひとりでするよう配慮しておいてやるのが、ほんとうの愛情ともいえます。このことについてはあとの資金計画のところ、もう一度述べるつもりです。

知識と経験を生かして

老後も働くということ、経済的理由

【表3】 老後の就業実態（東京都） 単位：%

区分	50代	60代	70代以上	計
男	95	82	44	81
女	39	15	14	27

テレビ、ラジオでくらしのちえを

貯蓄増進中央委員会は、テレビ、ラジオで毎週くらしに有益な番組を提供しています。テレビはRKB毎日放送の「奥さま広場」。毎週土曜日午前9時15分～9時30分。ラジオは「明日を豊かに」と題し、長崎放送（NBC）、熊本熊放送（RKC）で毎週日曜日、午前6時20分～6時35分。

が最も大きいことはもちろんです。しかしそれだけではなく、働いた方がからだによい、働くことが楽しいといった気持ちの上での充実感もあるわけ

です。ただ、老後の労働は、無理をしないで、老後は老後なりに考えるのが大切です。若い者と同じように、体力で稼ぐことは無理でしょう。逆に、若い者には欠けている「知識と経験と分別」で稼ぐといった考え方がほしいと思います。

そのための準備として、どの分野でも結構ですから、何か他人より秀れたエキスパートになっておくことです。税理士、経営士、中小企業診断員、不動産鑑定士など、公に認められた資格を持っていればなお結構でしょう。今まで動いていたところでの経験を生かすことも必要です。高級呉服を扱ってきた経験を買われて、高級呉服販売管理者として有給再就職をした人、病院に勤めていた間に医療保険の計算事務を習得し、退職後は開業医の保険計算事務を引受けて成功した人などがあります。

過去にこだわるな

このように特に秀れた能力を持つ機会に恵まれなかった人で、どうしても働きたい人も多いことでしょう。この場合は、自分の過去にあまりこだわらないことです。今まで動いていた会社で部長だったから課長の再書きではいやだとか、定年時の給料と同じだけ欲しいのといったのでは、再就職はなかなかむずかしいと思われま

す。一般的にみて、再就職の場合は身分が下がった人が下がっています。老後資金も6割の人が下がっています。老後は身分や資金にこだわらず、これまでなすべきことはしてきたという満足感の中で、あとは生活費の足しにするか、健康保持のために仕事を持つというぐらゐの余裕が欲しいものです。

できれば、長い人生で養ってきた趣味を収益に生かす方法を早くから用意しておくことが最も理想的でしょう。

老後の就労に関しては、いろいろな紹介機関がありますが、あくせくしないで、ゆったりとした気分で行くことが老後労働の理想的な姿です。それを可能にするためには、老後生活費の全部を、働くことで生み出すのではなく、基本には、しっかりした老後資金を確保していることが必要です。

前回、執筆者を青木繁としていたのは「茂」の誤りでした。

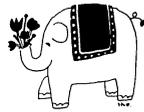
老後のための貯蓄

老後のための貯蓄計画について、考えがおかなくてはならない原則が三つあります。第一は、老後資金はいくらあったらよいか（金額の原則）、第二はいつから貯め出せばよいか（時期の原則）、第三はどんな方法で貯めるか（方法の原則）の三つです。

金額の原則

老後資金はいくらあればよいのか。これをはっきりさせるには、まず老夫婦の月生活費を知らねばなりません。貯蓄増進中央委員会の調査と人事院の計算（これは老夫婦という意味でなく、二人世帯の生活費）を表4、5、として掲げました。

4万円から5万円欲しいというのが圧倒的ですし、事実4万5000円から5万円の間になっています。もっとも、この額



時期の原則

必要とされる老後資金を1000万円とした場合、これをいつから貯めればよいかを「時期の原則」と呼んでいます。早ければ早いにしたことはないのですが、老後を心配するあまり、現在を犠牲にしても仕方がありません。

まず、第一子を中心に長期計画をたて、その中に老後計画を含めればよいと思います。つまり第一子が中学に入学するまでに住宅建設を終え、その子が就職するまでに全部のこどもの教育資金計画を完了します。それから後は、老後資金計画に全力を注ぐのです。月収から20%、ボーナスなど年に一度か二度のまとまった収入から50%ぐらゐを財源にして貯めてほしいと思います。

もう一つは、結婚時から、不時の出費に備えて月収10～15%程度を積立てます。長く生きたということは、大きな不慮の事故にあわなかったということでもありますから、積立金の一部が残って行くはず

です。以上の2方法で1000万円になればよい、不足するなら退職金その他で補います。

方法の原則

早くから積立てる分については、確実なものならどれでもよいでしょう。生命保険の満期金を老後に当てるという方法もありますが、生保を選ぶ場合は、保障第一、老後第二に考えるのが基本的態度だ

準計算の中には、月およそ5000円の住居費が含まれていると推定

できます。従って老夫婦の最低ぎりぎりの生活費は、家を建て、こどもの教育が終わったという前提をおけば、月4万円と考えて大きな誤りはないと思われます。

月4万円と仮定すれば年48万円、ざっと60万円です。利子だけでこれだけ入ってくる元金が、老後資金の必要額になります。利回りを堅く押せば5分とすれば1000万円が必要なるわけ

です。元金を減らす気になれば、もっととくしてすむという考え方もあります。しかしこれからは寿命がどんどん伸びるし、先に述べたように、老後の収入をみつけにくい妻のことを考えたら、元金はそのまま妻のために残して、利子だけで生活をまかなうのが堅実だと思

います。もう一つ問題なのは、今なら月4万円を暮らせても、将来の物価高を考えれば心配だということです。物価高が続いている現状からすればもっともだと思いますが、それに備えて、老後は老後なりに働くわけ

です。つまり、老後資金の基本額は、貯蓄でまかない、貨幣価値の下落によって生じる不足分を老後労働で補うというのが、老後資金計画の基本

と思います。

こどもの教育完了時から定年までに貯める分については、有利性を中心に考えます。しかし、老後資金はある時期になるとどうしても必要になりますから、あまり投資性の強いものはどうかと。株式ならば、あくまでも利回り中心がよいでしょう。

以上が老後資金計画の大要ですが、真面目に働く日本の国民が、老後の心配をあまりしなくてすむように、社会保障の充実が何よりも強く要望されることはい

【表4】

定年後に必要なとする生活費の月額

3万円以下	10.6%
4～5万円	41.1
6～7 "	26.5
8～9 "	10.3
10万円以上	9.2
不 明	1.8

資料：貯蓄増進中央委員会の「コンピュータによる家計診断」集計（昭和46年3月）

【表5】

2人家族標準生活費

全 国 平均	45,500円
東 京 都 "	50,000円

資料：人事院計算（昭和46年4月）



いも掘りや廃品回収も



市内の67行政のうち36区に、43の子どもクラブが結成されています。クラブのメンバーは小学生で、自主的に計画運営するたてまえですが、その育成会ともいふべきおとなの全市的な組織に子どもクラブ連絡協議会（篠原茂一郎会長）があり、ソフトボール大会やリーダーの研修会などを開いています。

また、協議会では地区ごとに、一つ一つのモデル・クラブを指定し、組織や活動のあり方を求めながら、全体のレベル・アップをねらっていますが、以下はそのモデル子どもクラブの実情です。

田代外町子どもクラブ （高尾弘道会長）

クラブ員192人で、小学生15～20人を1班として5班に分け、行事は班単位が中心。何をやるか自分たちだけで決めさせる。お宮掃除、花つくりのほか、今年

は畑を借りてイモをつくった。年間予算は16～17万円くらいで区から1万円が出る。P.T.A.の役員（中学3年の親）が子どもクラブ育成会の役員を兼ねているため1年で役員が変るのが

山浦町住宅子どもクラブの
廃品回収
（11月18日）

因る。

山浦町住宅子どもクラブ （前田嘉一会長）

結成後3年目。30～40歳代47世帯のこども64人が会員。会費は1人月額60円、区から2万円。海水浴、盆踊り、こどもの日のドッジボール・ソフトボール、夏休みのラジオ体操、10月の歩け運動（朝日山）、12月のクリスマスパーティー、3月のお別れと入会の行事など計画

— 12月のこよみ —

市税、住宅使用料、水道料などは12月末までにお忘れなく。
市役所は29日から1月3日まで休み。税務課窓口は12月29日まで開いています。

大ききくらべにぎあう田代外町子どもクラブのイモ掘り（11月18日）

的で活発。また、毎月第3日曜は定例の商品回収日で、家庭から持ち寄った新聞、雑誌類、空びんなどで平均3000円の収入がある。

矩方町子どもクラブ （松尾政幸会長）

4月に会員60人の総会、5月に朝日山でスケッチ大会、夏は市の少年野球、ソフトボール大会、リーダー研修などに参加、映写会も開いた。中学生だけのキャンプをしたが、身のまわりの面倒をみるのにひと苦勞。今後は、こどもの創造力を伸ばすために、竹細工なども試みたい。P.T.A.との関連がなく、おとなの役員4人が歯をくいしばってやっているのが現状。

藤木町子どもクラブ （元根隆会長）

家庭に子どもがいてもいなくても、クラブの育成は区の義務だということから、区長が会長、婦人会長が副会長。放送施設にも力を入れるほか、区の予算から年間6万円を助成している。会員192人を8班に分け、中学生が区副班長、会費は1人月額10円。盛り沢山の行事はあるが、参加者が一部にとどまることとリーダーの統制がうまくいかないのが悩み。

村田町住宅子どもクラブ （番月辰男会長）

全84世帯中、約半数が子どもクラブ家庭でP.T.A.役員がクラブの指導員を兼ねるが、この役員は4つの班から正副が出、副が次年の班長となることで交替をスムーズにしている。

班編成は交通・文化・体育・会計の4班で、交通指導、写生会、スポーツ会というように各班で独自の行事を行うほか、常時活動として第1日曜にクラブ会第4土曜に定期的な指導員とこどものリーダーとの話し合いを開く。最近はこのもたちの出席もよく、一般交際の協力が得られて心強い。

交通騒音と交通量を測定

縦貫道の開通前後を比較

市環境課は九州縦貫道開通に先立ち市内主要地点の交通騒音および交通量測定を行いました。

騒音測定は11月9日、職員4人が2班に分れ、指示騒音計およびレベルコーダー各1台を使って、永吉町のインタチェンジ東側、西側はじめ橋崎町、飯田町、矩方町、田代町など合計8箇所測定。

交通量は、11月12日、曾根崎町交差

点、神辺町バイパス交差点、本通町など合計7箇所職員36人が数取器により、四輪車、二輪車、歩行者の別に測定しました。測定時間は午前7時から午後7時まで。

騒音、交通量ともに縦貫道開通に伴いどう変化するかをあくし、今後の対策の資料にするもので、1月に降に再び同地点で測定することにしています。

一番乗りは鳥栖ッ子



左から久門さん、佐藤さん、甘本の

11月16日午後3時開通した九州縦貫自動車道の一番乗りは、市内本鳥栖町でトンカツ店を営む久門一人さん（43歳）。「鳥栖のインターが開通するに、よそもんに一番を取られちゃ、面目なかなです」と、肝臓の病気を治療しながら、実に22日間もかんばり通しました。遠く大阪、鳥取などから一番乗りマニアが訪れたが、鳥栖ッ子の心意気

に、早々に退散したそうです。二番目は、久門さんの店で働く佐藤孝さん（20、永吉町）で、3日間待機。三番目は甘木市の男性でした。

保育所の入園手続きが始まります

市は49年度の保育所入園児を募集します。申請書は各保育所または福祉事務所にありますので、早目に申請をお願いします。現在、通園中の園児が来年も通園する場合も申請してください。

受付期間は12月17日から49年1月16日までです。

保育所の所在地と定数

園名	所在地	定員
鳥栖市立白鳩園	曾根崎町	90
〃 小鳩園	本町三丁目	90
〃 下野園	下野町	75
〃 いづみ園	藤木町	75
〃 鳥栖園	炊葉町一丁目	105
社会福祉法人田代園	田代大官町	180
私立めぐみ園	村田町	90
〃 慈光園	山浦町	90

勤労青少年ホームから

クリスマス・パーティー

勤労青少年ホーム友の会は、働く若人のクリスマス・パーティーを行います。誘い合って気軽にご参加ください。

とき 12月14日 午後6時から
ところ 勤労青少年ホーム
（元町、鳥栖郵便局裏）
会費 1人 200円
催し物 社交ダンス、フォークダンス、室内ゲーム

同好者を募集

■フォークダンス教室 1月10日から3か月間(月3回、木曜日)、無料。

講師は横山慎哉さん（水屋町）。12月25日まで申込むこと。■カメクラブ（新発足） 12月15日までで申込むこと。会費、日どりなどは入会者で話し合う。

アーチェリー大会

鳥栖新聞主催

鳥栖新聞は、だれにもできる新しいスポーツ、アーチェリーの大会を行います。ふるってご参加ください。初心者には指導もいたします。

とき 12月16日 午後1時～3時
ところ 鳥栖アーチェリーランド
（村田町）

申込み 鳥栖新聞
（大正町、TEL③2550）

新入学児の健康診断

市教育委員会は、来年の小学校入学児の健康診断を行います。今年1年生になるのは、昭和42年4月2日から43年4月1日までに生れた子どもです。11月下旬保護者あてに通知をさし上げましたが、鳥栖市に住民登録をしていないと、この通知が参りません。もしこのような世帯で、該当する子どもがいたら、別表の日どりで健康診断がありますので、お

いでください。

健康診断の日どり

場所(校區)	月 日	時 間
鳥栖小学校	12月4日(火)	午後2時～4時
鳥栖北小学校	12月13日(木)	午後2時～3時30分
田代小学校	12月5日(水)	午後2時～4時
基里小学校	12月13日(木)	午後2時～4時
麓小学校	12月6日(木)	午後2時～3時
旭小学校	12月13日(木)	午後2時～3時30分

結核健診こんどはぜひ

ことし8月～9月に行った結核健康診断(レントゲン撮影)を受けていない人のために、もう一度健康診断を行います。15歳以上の人は、近くの会場必ず受けてください。ただし学生やサラリーマン、結核療養中の人、保健所などの衛生管理を受けている人、妊婦などは含まれません。

日 ど り

月 日	時 間	会 場
12月6日	午前10時～正午	田代公民館
	午後1時～3時	基里公民館
12月7日	午前10時～正午	麓 公民館
	午後1時～3時	旭 公民館
12月10日	午前10時～正午	中央公民館
	午後1時～3時	中央公民館

三種混合予防接種

乳幼児のジフテリア・百日せき・破傷風の混合予防接種を、次のとおり実施しますので、該当者に必ず受けさせてください。

- 該当者
第1期…生後3か月以上の乳児に3～8週間ごとに3回接種。
第2期…第1期の接種がすでに1年～1年半までの幼児に1回。

- 期 日
12月12日 田代、基里、麓、旭
12月13日 鳥栖地区
- 時 間 午後1時30分～2時50分
- 場 所 中央公民館(本町三丁目)

- 注 意
(1)種痘、BCG接種、小児マヒ生ワクチンの服用後1か月過ぎていない乳幼児は、今回の予防接種は受けられません。
(2)接種には、乳幼児の保護者がつれてきてください。
(3)母子手帳を必ずご持参ください。
(4)当日朝起きたらすぐ体温を計ってください。

人権問題の悩み ご相談ください

佐賀地方事務局と市内の人権擁護委員(5人)による人権相談所が開かれます。秘密は固く守られますし、無料ですから人権問題でお悩みのかたは、ぜひご相談ください。

- とき 12月12日 午前10時から午後3時まで
- ところ 鳥栖市役所2階第1会議室
- 相談を受ける内容の例
人権を不当に侵された人、農地、借

地、借家、金銭貸借、戸籍、登記、相続、扶養、その他一般の法律問題で悩んでいる人。



納得できない
値上げに
は苦情を

〇〇不足、〇〇値上りと、このところ私たちは異常な物価の値上げに悩まされています。このような時ですから、普段以上に計画的な買物をしなくてはなりません。量目や価格、内容の表示などよく調べて研究し、不当な買物をさせられないようにしましょう。納得できないような品物や値上げにはどしどし苦情をいましょう。消費生活苦情相談員(高島静香さん、飯田町)が毎週月曜日、市商工課で相談を受けていますし、自宅でも相談を待っています。

立入り調査お願い

線引き告示後、市街化区域内の、宅地以外の土地を宅地並み評価するため、立入り調査をすることになっていますので、あらかじめご了承ください。



9月から市教育委員会主催で、高齢者教室が始まっています。これは余暇を利用して教養を高めようというもので、ことしは鳥栖地区の老人クラブ員50人が勉強しています。変動の激しい時代の老人の新しい生きかたを探る——というテーマに基づいて市内外の有識者を囲んで学習するほか、園芸、俳句、謡曲、手芸などの趣味の活動を折り込んだ楽しい教室です。毎週木曜日、老人福祉センター(古野町)で開いています。

写真は樹木のせん定を研究する園芸クラブのみなさん

年末のゴミ収集

年末のゴミ収集は、次のとおり変更しますのでご注意ください。

- ▼12月31日(月)の分を29日(土)へ繰り上げて集めます。
- ▼正月は1月5日から作業を始めます。また、15日(成人の日)は休みしますので、次のとおり変更します。
- ▼1月15日(火)の分は16日(水)収集
- ▼1月16日(水)の分は17日(木)収集
- ▼1月17日(木)の分は18日(金)収集
- ▼1月18日(金)の分は19日(土)収集

年末のくみ取り

- ▼年末のくみ取り作業は、29日(土)まで行いますが、くみ取り受付は25日(火)で締め切ります。
- ▼正月は1月5日から作業を始めます。



歳末助けあいにご協力を

みんなで明るいお正月を、と鳥栖市社会福祉協議会は、歳末助けあい募金運動を展開しています。市民のみなさんの暖いご協力を願っています。社会福祉協議会は、市役所の福祉事務所にあります。

人権を守って明るい社会

12月4日～10日は人権週間

12月4日から10日までは「人権週間」。法務省主催のもとに、人権意識の高揚をはかる各種の行事が行われます。

私たちは、健康で文化的な生活をすることを憲法によって保障されていますが、最近の人権侵害事例をみると、公害、医療上の事故、労働災害によって健康を侵害されたり、精神障害者等が不当な処遇をされたというような健康をめぐる事例も多いのであります。

また、日常生活でも家族間の諸問題や近隣関係から生じる人権問題もあとをたたく、これらは、自己の権利だけを主張し、相手方の人権を無視することが原因

になっています。このようなことをなくするには、関係者が相手の人権を再認識し、すべての人々が明るく健康で幸福な生活が営まれるよう留意することです。法務局や人権擁護委員の自宅では、無料で毎日、人権問題の相談に応じています。

<鳥栖市の人権擁護委員>

- 権 繁 (幸津町1205)
- 大森善美子 (鶴田町321)
- 平塚 常雄 (本町二丁目94)
- 原口 信行 (山浦町2208)
- 横尾 真美 (山浦町2107)

寄 付 ありがとう ございました

香 典 返 し

- 老人福祉センターへ■梅後達さん(今泉町、父佐一郎さん死亡のため)■松原幸雄さん(曾根崎町、祖母半田カツヨさん)■浦原淳一さん(元町、父明さん)■園木直一さん(土井町、母ヤエさん)■田中久美子さん(山浦町、夫妻兼さん)

- 山上吉治さん(蔵上町、祖母トヨさん)
- 白石栄一さん(古賀町、母ユミ子さん)

- 社会福祉協議会へ■原田京市さん(轟木町、義父高木大治郎さん)■八坂忠敏さん(真木町、父伊六さん)■鶴田秀子さん(宿町、夫敏明さん)■古沢悦郎さん(御園地、父光太郎さん)■三原利男さん(桜町、妻シメ子さん)■坂田庸彦さん(鶴田町、父清さん)■横山敏子さん(山浦町、夫賢さん)